

全国青税連

全国青年税理士連盟

連盟本部

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-20-11

第1シルバールビル5F501号

電話 03(354)4162

発行人 会長 渡辺 矩行

編集人 広報部長 益子 良一



——「Tシャツで参加しよう！」——神戸大会

あかつき出航・中突堤

〈 主 な 目 次 〉

主 張……………2

特別寄稿 「税理士事務所の名称」問題に関する一考察
 —内閣法制局の要旨をめぐって……………3～5

「税理士事務所の名称」問題に関する日税連執行部の責任を問う……………6～8

「税理士事務所の名称」問題に関する申入書…9

全青税報告……………10

和歌山青色取消訴訟……………11～14

「税務援助」と税理士法上の問題点……………14～16

税理士業界をめぐる最近の問題点……………16～17

「単位会報告」

東京青税合格者祝賀会……………18

神奈川青税合格者祝賀会……………19

編集後記……………19

第15回全青税定期大会（神戸大会）ご案内……20

主 張

大型間接税導入のための基盤づくりに注目しよう！

日々の新聞報道を追っていくと、政府当局は、財政再建は大型間接税の導入による増税以外ないとの結論に達したようである。

勿論、この結論は当初よりの結論ではあるが。

前回の「一般消費税」導入を国民に拒否された政府は、その時の轍を踏まぬよう、慎重に、かつ着々と大型間接税導入のための基盤づくりを行なってきた。

その第一が「行政改革」による増税なき財政再建を謳ったことである。増税なき財政再建といながら、第二次臨時行政調査会の第一次答申をみる限り、その中味は、ゼロ・シーリングを掲げながら、軍事費、海外援助費、エネルギー開発費を聖域とした上での昭和57年度予算編成のためのものであり、したがってその中心は福祉の切り捨てとして表現された。この答申は、福祉を求めるならば増税以外ない、と国民を恫喝するものであり、一般消費税導入を答申した政府税制調査会の中期税制答申と何ら変わるところがない。政府が進める「行政改革」が増税なき財政再建を保障するものでないことは明白である。つまり、「行政改革」は増税のための基盤づくりといっても過言ではない。

第二に、マスコミによる世論づくりである。少し前までは、「不公平税制の是正」として、大企業優遇の租税特別措置、資産家優遇の源泉分離課税制度、医師の優遇措置等を大々的に報道してきたマスコミが、いつのまにか「クロヨン」論議に切り換えられた。あたかも、サラリーマンは不公平税制の被害者であり、歳入欠陥は自営業者の所為であるかの如き報道を行ってきた。国税庁は、税の執行に関する実態調査を行なった結果では「世上危惧されているほど大きな不公平はないと考える。」と見解を明らかにしたが、マスコミは「二号さんに給料」等のごくまれな事例を取り上げて税負担の不公平感を盛んにアピールしてきた。

こうしてつくりだされた世論を背景に、大蔵省は不公平税制是正の名の下に「申告納税制度」の根本的見直しを決め、「申告納税制度研究会」を発足させ、改革試案を検討させている。その主な

骨子は①記帳義務制度②税務調査の権限強化③納税環境整備の検討、である。

また、第二次臨時行政調査会第一部会がまとめた改革原案要旨(4月3日読売新聞朝刊より抜粋)税制の項は次のとおりである。

「二、税負担の公平確保」として

(1) 税体系の見直し＝わが国の税体系の現状は直接税に偏りすぎていると思われ、今後の方向としては、直接税、間接税のバランスのとれた税体系により、制度、執行面にわたる実質的公平を期していくべきである。

(2) 申告納税制度の改善等＝①税法上法人及び個人営業者等に対し、一般的記帳義務を課し、実効を担保するための罰則を設ける②(略)③個人営業者等で一定額以上の収入がある者に申告義務を課す。

(3) (4) 略。

この改革原案はまさに大蔵省の意向に呼応するものである。

これら大蔵省、第二次臨時行政調査会の一連の動きは、国民に、税負担の公平を実現させるためには、間接税中心の税体系への移行が最善の策である。と説得しているものである。

ごく最近、大蔵省首脳は、「グリーンカード制の導入は所得税率の見直しとセットで、今国会中に決着をつける。所得税の最高税率を55%に下げ低所得者減税をあわせて実施し、その財源措置を間接税増税に求める。」(4月9日読売新聞朝刊)意向を明らかとした。

以上みてきたとおり、大蔵省の意図とする「不公平税制の是正」「税負担の公平確保」の方策が、徴税の強化と大型間接税の導入であることが判明した。

大型間接税導入のもたらす弊害については、当連盟においては充分討議研究してきたところである。

当連盟は、これまでの研究成果をもって、全国の仲間と結束し、税理士の職業基盤たる中小零細企業と、われわれ税理士のために、大型間接税の導入を阻止しよう。

—— 特 別 寄 稿 ——

「税理士事務所の名称」 問題に関する一考察

——内閣法制局の要旨をめぐって——

弁護士 久島 和夫



私の友人である税理士長谷川博氏は、昭和56年11月25日、「長谷川・辻村共同税理士事務所」の事務所名称変更登録申請を行った。それに対する日税連よりの回答が、昭和57年2月17日にあった。この回答は、以下の如き内閣法制局の見解(要旨)があったので、同氏申請にかかる変更登録申請に関しては、暫時猶予されたいとの内容であった。そこで、内閣法制局の見解なるものについての雑感を本稿において述べるものであるが、その前にお断わり致したいのは、この見解が示されて間がなく、十分な検討をする時間的余裕も、又、資料もない為、あくまでも雑感で終わってしまう事の御ゆるしを願っておく次第である。ましてや、この見解の要旨なるものに当然相對して有るべき日税連より内閣法制局に対する質疑の内容が明確ではないことからして、あるいは、私の誤解が入ってしまう事も有りうるかも知れない。その点充分に斟酌して頂きたい。質疑の内容により回答としての見解自体が変わって来るのは当然の事であり、後述するように、その点も問題となるからである。

そこでまず、法制局の見解(要旨)なるものを全文(但し、日税連から示されたもの)掲載し、(後掲)これに対し、所見を述べる事とする。

まず、第一項の税理士法第40条第2項についてであるが、これに対する法制局の見解は、誠に当を得たものであり、これ以上の検討は不必要と思われる。但し、これとの関連で述べておかなければならない事として、法制局見解第2項の最終に出てくる「違法とまでは言えない」との言辞との関係が問題とされなければならない。一見して法制局の見解は、税理士法による名称制限について、会則による名称制限とを全く区別し、いかにも両者には関連性がないかの如き書き方をしている。しかしながら、(前述した如く)質問の内容によるとはいいながらも、その質問は少くとも、現在名称問題に関して、税理士法もしくは、日税

連会則がその対象となっている場合であるからして、全ての法体系に照して違法か否かを問うているとは考えられず、常識的に言えば、税理士法に照して会則がどうであるかという質問と考えざるを得ないはずである。とするならば、第一項の定義規定であるとの回答とこの「違法とまでは言えない」との言辞とが全く関係のない事とは考えられない。とするならば次に違法であるとか、違法でないという文言を持ち出す場合には、概念として、当然何らかの法に対する違反という事が前提とならざるを得ない。しかし、その概念上の法は、制限規定でなければならない事も勿論である。義務なき所に義務に違反はありえないからである。以上の事を考慮するならば、たとえ日税連会則が名称問題についていかなる制限を規定しようとも、本来定義規定しか存在しない税理士法に違反しようがないはずである。法制局見解とされる「違法とまでは言えない」との言葉は、税理士法第40条第2項が定義規定であるとの回答との関連において理解されなければならないが、本来この文言は、税理士法による制限に対する回答として記されなければならないものである。かように考えれば違法云々という所はそれ程の意味を持つものではないことになる。

しかるに、日税連から示された法制局見解要旨における表現は、両者が全く関係なく理解されるように配置され、「違法とまでは言えない」との文言のみをその文意と切り離し、意味あるものとして印象づけようところまで作成されているとしか考えられないものである。ここに日税連もしくは法制局の第一の誤りがあるといえる。

次に、第2項の会則による名称制限について若干の問題点を指摘する。

まず第一に、本項において、法制局見解は、「会員」なる文言を用い、会員の多数決による会員の自治というあたかも民主主義の基本原則を示すが

如き回答を為している。しかしながら、ここにおける「会員」とは、一体誰をもって会員としているのかが明確ではない。当然法律用語として一の文言を用いる場合、同一文言の意味する所のもの、即ちその文言に対する定義は、同一不変でなければならない事は当然である。本項に出てくる「会員」なる文言を、全て、各税理士会そのものもしくは、各個の税理士個人とするならば、文意としては脈絡があるといえる（但し合理的制約については後述するが）。しかし、仮りに、この「会員」を各税理士会であるとした場合には、当然の事ながら個々の税理士自身は何ら名称について規制されるものではない事は明らかであるが（同要旨は法第39条には何らふれていない）、本項で示された文意から見て、かように理解する事は不可能であるし、又、意味のない事である。ここにおける「会員」の文意は、当然に個々の税理士と理解されなければならない。しかりとするならば、この見解要旨は、少なくとも法律に定めがない義務を会則により制定する場合には、現行の会則にもかかわらず、個々の税理士を会員として考え、個々の税理士の多数を以てきめられなければならない事を意味している事になり現行の日税連執行部の考え又、現行会則にあるような「日税連の会員は、各税理士会」のみであるとする考えをも否定しているという結論にならざるを得ない。又、この考えを進めるならば、現行の日税連会則自体、各個の税理士に対する関係においては、何らかの方法による各税理士個人の意見による決定手続を経たものではなく、（後述する合理性に関係なく）無効な規定といわざるを得ない事になる。ちなみに、(2)項との関連において考えるならば、(2)項は、単に、大蔵大臣が、変更を認可したその手続のみに関して言及したものであり大蔵大臣のサイドから見て形式的違法がない旨を述べているにすぎないものである。以上のように本見解要旨を理解するならば、現在の日税連執行部は、単に従前の構成員による總會の方式を改めて、個々の税理士を会員とするもしくは、何らかの方法による各税理士個々の意見表明の出来る總會によって会則を制定しなければならない。これが、本見解要旨の趣旨に則ったものといわなければならない。

次に、本見解要旨は、「この会員多数をもってきめたものであれば、合理的制約であって一部の

会員の權益を不当に侵害するものでなければ認められるものである。」としているが、これは間違いである。多数決をもって決められたものが常に合理的制約であるとは言えない。仮りに多数決をもって決められたものであっても不合理な制約とされる事もありうる。要は、多数決によって決められたか否かと同時に、かつ、独自に、合理的制約か否かも検討されなければならない。善意に解釈すれば、日税連が、要旨を作成するに当たっての用語上の単純なるミスと理解出来ない事もない。しかし、事は、単純ミスで済まされる事ではない。単純ミスを犯す事によって、文意が変化してくるとすればこれは重大な問題である。

さて、次に、「合理的制約」なるものの意味につき言及する。その場合、第一に、なぜこの見解要旨中に「合理的制約」なる文言が用いられたかについて考察しなければならない。これは、前述した所の税理士法第40条第2項の性格と無関係なものではない。本条項は定義規定であり、従って定義規定に対する違反（即ち違法）という事は有りえない事は前述した。又、税理士法上、個々の税理士の名称について制限すべき規定は見当らない。しかりとするならば、当然の事ながら税理士の名称制限についての日税連会則の違法、適法を判断する根拠（基準）は、税理士法の上級法である憲法に求めざるを得ない。かように考える事により、本見解要旨が「公共性」、「合理性」なる文言を持ち出した意味も理解出来るものである。その結果、合理的制約の内容は別として、用語上、「合理的制約とは言えず不当ではあるが違法とまでは言えない」なる文言は、「合理的制約とは言えず違憲ではあるが、税理士法違反とまでは言えない」と理解すべきものである。

そこで憲法上合理的制約とは何であるかを検討しなければならない。本見解要旨は、「名称を統一する事は、『にせ税理士の排除』『納税者の利便』という高い公共性がある」としている。そこでまず、「にせ税理士の排除」について考えるに、これは、名称制限の理由にはなりえない。何となれば、税理士の名称の制限は税理士自身の問題であるのに対し、にせ税理士の排除は、税理士以外の者に対する問題だからである。税理士以外の者の名称詐称に対しては、税理士法第53条1項の如き条項により規制すれば足りる事である。仮りに、

各個¹の税理士が統一された名称を使用したとしても、税理士資格のない人間が、統一された名称を詐称しないという保障は全くない。次に、「納税者の利便」についてであるが、これも同様である。納税者の利便から直接名称の統一がみちびき出されるものではない。納税者の欲するものは、納税者と、個々の税理士事務所との関係において、納税者の欲する税務事務を、その税理士事務所が行っているか否かが納税者自身判断出来る材料が外形上存在する事であり、かつそれを以って足りるものである。従って、他の類似業種との混同さえ生じうるものでなければ良いのであり、ここからは、名称の統一の必要性は何ら出てはこない。勿論この基準からいくと、氏名プラス税理士事務所

を原則とする必要もなく、「共同」の文字を使用する事にも何ら差しかえがない事となる。附言するに、日税連では、登録名称とは別に看板等の表示については弾力的に扱う意向がありや聞くが、この姿勢こそ納税者の利便に反するものであろう。本来納税者の利便を考えるならば（登録名称に合わせて看板表示を行うのではなく）看板等の表示にあわせてそれをそのまま登録名称とすれば足りるのであり、かつ、これこそが必要な事である。（紙幅の都合上、税理士法そのもの、会則そのものの解釈及び、他の法律との関係についての考察は一切省略し、あくまでも法制局見解要旨として示されたものに対する一考察として記した事を附言しておく）

日連56第 655 号

(登第 190号)

昭和57年 2 月17日

長谷川 博殿

日本税理士会連合会

会長 織 本 秀 實

「税理士事務所の名称」に係る変更

登録申請について

貴殿からの標記変更登録申請につきまして、保留となっておりますが、このほど内閣法制局から、税理士事務所の名称に関し別紙要旨の見解が示されました。このため、本会におきましてはこの見解に基づき、会則改正の方向で、検討中であります。

つきましては、貴殿からの当該変更登録申請に関しましては、上記事情から、なお暫時ご猶予いただきたく、ご了解賜りますようお願いいたします。

ればならない。」或いは「税理士事務所という文言を用いなければならない。」と規定されていなければならない。

弁護士法においても「称する」という規定を設けているが、同法でも法律事務所の名称を用いなければならないことには解釈されていない。

2. 会則による名称制限について

(1) 一般的にみて日税連の自治規定で一定の制限を加えることは、会員全体の共通の利益を図ることから、この会員多数をもってきめたものであれば、合理的制約であって一部の会員の權益を不当に侵害するものでなければ認められるものである。名称を統一することは、「にせ税理士の排除」「納税者の利便」という高い公共性があり、税理士自身の顧客の確保につながるというもので合理性があること。一部の会員には従来使用していた名称を変更させることによる若干の「不便」「経済的負担」があるとしても、前述の公共性との比較において權益を不当に侵害するものとはいえないことから当該制限は私的自治の許容の範囲と解される。

ただ、「氏名を冠するものとしてその他の文言を用いてはならない」とすることは、合理的制約とは言えず不当ではあるが違法とまでは言えない。

(2) 大蔵大臣が本件日税連会則の変更を認可したこと自体は、その会則変更が適法な手続を経ており違法とは言えない。

内閣法制局の見解（要旨）

1. 税理士法による名称制限について

「税理士法第40条第2項は、法律上定義規定である。従って、一定の名称の使用を義務づけるものではない。」

法律上名称を統一するものであれば「称さなけ



「税理士事務所の名称」問題に関する

日税連執行部の責任を問う

法対策部副部長 長谷川 博

1. はじめに

「税理士事務所の名称」問題は、単に、事務所名称変更登録申請会員だけの個人的問題ではなく、日税連の機構、体質に係る重要な内容を含むものであって、先に我々全青税が日税連に対して「『税理士事務所の名称』問題に関する申入書」を提出し日税連執行部のこの問題に対する拙劣な対応についてその責任を問い質したものである。

本稿では、筆者がこの問題の当事者の一人でもあることから、事実即してこの問題に対する日税連の責任を明らかにしたいと思う。

2. 事務所名称問題のその後の経過

共同税理士事務所の名称問題については、先に本誌第56号で紹介したが、「長谷川・辻村共同税理士事務所」の事務所名称変更登録申請（昭和56年11月25日申請）に対して、昭和57年2月17日に日税連より、「このほど内閣法制局から、税理士事務所の名称に関し別紙要旨の見解が示され、この見解に基づき、会則改正の方向で検討中である。したがって、なお暫時で猶予いただきたい」という旨の通知を受けた。

これに対して、現在事務所名称の変更登録の申請をしている知り得る範囲の申請人ら6人を代表して、朝日源吾先生が、内閣法制局の見解を待つまでもないが、かねてから朝日意見書で述べているとおり変更登録を遅延する理由がないし、また「税理士法第40条第2項は、法律上定義規定であって、一定の名称の使用を義務づけるものではない」という内閣法制局の見解も出て、朝日意見書を根拠づけている以上、会則の改廃は事後の事務処理上のことであり、一日も早く申請通りの登録をなし、3月20日までに各申請人にその結果を通知すべきである旨の「変更登録申請に関する給付要求書」を作成し、2月25日に日税連に提出した。しかるに、日税連は、3月19日付（消印20日）通知書をもって「先にご通知のとおり、会則改正

の方向で検討中で、さらに暫時ご猶予いただきたい」という回答をしてきた。

この回答書は、事理の本質を全く理解していないものであり、また、仄聞するところによれば、会則改正の方向は削除ではなく、若干の手直し程度で済ませようとするか、さらには事務所名称の問題を看板等の表示の問題に論点をすりかえて、会則はそのまま、綱紀規則レベルで問題を解決しようとする動きがみられ、内閣法制局の見解が示された現在においても依然として現会則にこだわっていることは、税理士たる法律専門家としての認識と能力をもたない証左であって、このままの状態では、我々税理士を代表する執行部としての能力に疑問を抱かざるを得ず、覚醒の意味でも断固たる対処をしなければならないと考えたものである。

そこで、訴訟も辞さない覚悟で、内容証明郵便をもって次の催告書を示したのである。

「催告人らは、貴会に対し昭和57年2月25日付事務所名称変更登録申請に関する給付要求書を提出し、税理士事務所の名称の変更登録申請に従い、すみやかに変更登録をするよう要求した。

これに対し貴会は、昭和57年3月19日付、日連56第707号（登第306号）をもって回答書を送付して来た。

その内容をみるに、変更登録の遅延を納得させる合理的な理由は認められない。

税理士資格取得の要件として、登録を強制し（税理士法18条以下単に法という）その登録事項に変更が生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請することを義務づけている（法20条）。

この規定からして、貴会としては会員より変更登録申請を受けた場合、税理士法、その他の法規定にその事項が反しない限りすみやかに変更登録する義務を負う。

日本税理士会連合会会則第34条2項が違法、無

効であることについては、給付要求書理由中に述べた通りである。

又内閣法制局の見解も、催告人らの主張を根拠づけるものである。

以上のことからして貴会は、催告人らの変更登録申請に従って早急に変更登録する義務が存する。

しかるに申請後、登録の為の合理的期間を経過した現在において、いまだ登録がされていない。ついで、本書面送達の日から10日以内に当該事項を申請通り変更登録し、かつ変更登録通知書を各人宛送達するよう催告する。

なお、もし右期間内に履行なき時、法的手続を取る用意がある。

昭和57年 3 月25日

催告人	税理士	朝日 源吾
	同	波頭 朝香
	同	吉水 良穂
	同	野崎 洋一
	同	長谷川 博
	同	辻村 祥造

以上の経過にみられるように、日税連の体質は先の税理士法改正で国民的批判を受けたものと全く同じであり、大阪の荒木税理士事件でも明らかになりつつあるように、日税連幹部は税理士会の名譽・品位を著しく傷つけているものといえる。

3. 事務所名称制限の会則の違法・無効について

この問題について、論説されたものは、例えば(ア)税理士関本秀治「税理士事務所の名称」に関する一考察(税経新報第247号—昭和56年11月号)、(イ)口大教授北野弘久「税理士制度の民主化—現行法のもとでの可能性—」(税経通信第500号—昭和57年2月号)、(ウ)全青税「税理士事務所の名称問題に関する申入書」(昭和57年3月31日)などがあるが、いずれも、法律論的に事理の本質を指摘し、日税連に適切なアドバイスをなしている。

また、これら論説の基礎資料は、朝日意見書であり、学問的にも高く評価されるものであって(これを読んだ北野教授は、この意見書によって問題点がつくされていると評する—前記税経通信第500号142頁)、日税連が口弁連のような機関誌「自由と正義」を月刊発行しておるならば、当然、有益な論文として掲載されるべきものである。

事務所名称を制限する会則第34条2項は、本誌で別に掲載される前記全青税の申入書で指摘され

た通りの理由で違憲・無効であって、改めてここで論評することは差し控えるが、あえて指摘しなければならないことは、日税連が示した内閣法制局の見解(要旨)の取り扱い方についてである。

即ち、法制局の見解は、全青税の申入書のように理解されるべきであるが(なお、本誌特別寄稿欄でこの法制局見解に対する弁護士のコメントが紹介されている。)いやしくも、法制局から国税庁へ回答したものが、国税庁の曲解ないし日税連の曲解によって、その趣旨があいまいに(玉虫色的に)日税連によって文書化されたものとするれば、これに対する国税庁ないし日税連の責任は重大であるということである。

次に、日税連の法律解釈の努力の欠如についていうならば、第一に、朝日先生の場合にみられたように、学者の鑑定書(学者といえども間違いはある)を求めることはいいとしても、それをそのまま、日税連の見解として申請書を返却する理由に用いることは、日税連の自主的な法律解釈努力の欠如を示したものであること。

第二に、国税庁にいちいちお伺いをたてて、もっといふならば、国税庁の指示がなければ行動に移れないという悪しき風習は、いやしくも税理士たる法律実務家として恥ずべきことであって、今度のこの事務所名称問題においても然りである。

第三に、日税連執行部が、自主的に法律解釈することが困難であるというならば、憲法、行政法等に精通している研究熱心な人材が会内部に存在しているのであるから、委員会等スタッフとしてその意見を参考にして、組織運営にあたるべきである。少なくとも、朝日会員からの意見書は日税連に対する建白書でもあり、また、全青税の前記申入書は青年税理士の憂患の余りのものであって、これらを反古にしてしまうことは、現代民主主義国家のなかにある知的職業専門家団体である税理士会として厳にいましむべきである。

4. 日税連の最近の対応に対する警告書

最後に、日税連の最近の対応の誤りについて、指摘して、警告を発することにする。

第一に、前記内容証明に対する返答が4月6日付で送付されてきたが、その内容が依然として不可解であることである。即ち、内容は、

「1. 本会会則第34条第2項は、適法な手続を経て制定、変更されており、違法とはいえない。

2. 上記適法な会則の規定に違反した変更登録の申請は認められない。3. ただし、現行第34条第2項の規定は妥当性の面で若干の問題があるので、会則変更の方向で現在手続継続中である。4. 上記会則変更の手続完了（昭和57年7月下旬の定期総会を目途とする）まで貴催告人らの変更登録は、お待ち願いたい。」

というものであるが、上記1と2は論理的に不可解である。催告人らは、会則第34条第2項の内容が違法・無効であると主張しているのであって、会則の制定手続が適法であるか否かは（これ自体別途問題があることは全青税申人書理由参照）、名称変更登録の拒否事由には当たらないのであり、この点に、いわゆる内閣法制局の見解によるミスリーディングが発生していることと、その内閣法制局見解なるものの真偽が前述したように問題とならざるを得ないといえる。

第二には、4月8日に配付された日税連機関誌第819号にみられる登録名称問題の日税連の矢筋の結論の本質的誤りについてである。

一言で指摘すれば、「角を矯めて牛を殺す」結果を招来していることである。

このことは、いみじくもこれまで本稿で指摘したことを如実に物語っているので、紙幅の許す限り言及したい。

まず、氏名プラス税理士事務所に限定せずに、税理士氏名事務所の名称を選択的に認め、「共同」の文字を認めないという大筋の結論であるが、この問題は、現行税理士法の解釈として、そもそも会則で事務所名称を統一することは違法であるということであって、仮に制限を加えるとすれば、憲法の許容範囲で本来税理士法上に規定すべきものであり、現会則のように氏名プラス税理士事務所という制限規定はもちろん、上記大筋の結論も現行税理士法の解釈上、導き出すことは不可能なのであって、せいぜい許されるとすれば、税理士事務所であることが分かるものであればよいというものなのである。したがって、会則34条2項は削除すべきものなのである。

百歩譲って、憲法上合理的範囲内であれば、一定の制限が会則上可能だとしても、日税連のいう「登録はあくまで税理士本人の事務所の名称についてするものであるから『共同』等の文字を用いることは認められない」ということは、「共同」

事務所の実態の事実誤認から始まって、さらに、日税連の依りどころとするいわゆる法制局の見解にも合致しないものである。即ち、

「共同事務所」は、独立した個々の税理士が、何々共同事務所税理士氏名という名宛で執務するものであり、筆者の場合の登録申請も「長谷川・辻村共同税理士事務所税理士長谷川博」で行っており、また執務も各自独立しており、共通経費だけ按分したパートナーであって、共同法律事務所の形態と全く同じものである。

したがって、筆者の場合の登録申請は、筆者の申請であり、これとは別に辻村税理士は、「長谷川・辻村共同税理士事務所税理士辻村祥造」で申請しているものである。

次に、日税連は登録と看板等の表示を切り離し、細規規則を緩和し、看板等への表示については登録名称とは別に弾力的に取扱うことに検討中であるが、本来登録は、本人が使用したい看板等の表示をもって届け出、記録し、よってにせ税理士の排除等の役割を担うものであって、看板等の表示を登録と別々にして果たして、にせ税理士排除等の役割を期待することができるのか否か、商号の登記を考えてみればすぐに解かることである。

また、にせ税理士の排除は、事務所名称を統一すれば実現できるものではなく、別の角度から考えるべきものである。

また、名称を統一することが、納税者の利便、税理士自身の顧客の確保につながるという理由は実に不可解であり、それをいうならば、納税者の代理人としての信頼関係の問題であり、名称の統一の根拠に挙げることは税理士の使命を忘れた蛇足である。

以上のとおり、日税連はこの問題について、本質論を見誤り、事実を誤認し、さらに大きな間違いを犯す可能性があり、ここに、その責任を問うとともに、早期是正のための警告書を書き記すものである。



昭和57年3月31日

日本税理士会連合会

会長 織 本 秀 實 殿

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-20-11

第一シルバビル501号

全国青年税理士連盟

会長 渡 辺 矩 行

「税理士事務所の名称」問題に関する申入書

貴会は、標記「税理士事務所の名称」について、下記の理由のとおり税理士法および憲法に違反する日本税理士会連合会会則（以下会則という）を定め、税理士事務所の名称の変更登録申請に対し、会則第34条第2項に反するとして同申請通りの登録をすべき義務を怠ってきた。

そして、ようやく貴会はこの問題について内閣法制局の見解に示唆され、会則改正の方向で検討するに至った。

内閣法制局の見解を待つまでもなく、明らかに税理士法および憲法に違反した会則を各税理士の意見を聴取したり、公聴会を開くことなく、貴会および執行部は日本税理士会連合会を構成するのは各単位税理士会だけであると旧税理士法下と全く同様な解釈を基礎として、個々の税理士の権利を制限する会則を制定したことは、貴会執行部の重大な誤りであり、以下理由を挙げてその責任を問うものである。

理 由

1. 会則制定作業にみられる貴会（以下日税連という）の組織理解の誤りについて

税理士法第49条の12第1項は「全国の税理士会は、日本税理士会連合会を設立しなければならない」と規定し、同条第4項は「税理士会は、当然日本税理士会連合会の会員となる」と規定するにとどまり、また、新税理士法第39条は個々の税理士に対して日税連会則を守る義務を課していることから、個々の税理士が日税連の会員となる資格を有していると解されるにもかかわらず、日税連執行部は日税連を構成するのは、各単位税理士会だけであると旧税理士法下と全く同様に取扱って個々の税理士の権利を制限する会則を制定してしまったことは、日税連組織の理解を欠如した重大な誤りであって、これに基づく会則制定は無効である。

従って、この点会則を改正し、個々の税理士

を日税連会員とする確認規定を制定すべきである。

2. 会則制定作業にみられる日税連の運営の欠陥について

上記理由1の日税連会員資格確認規定制定を仮に忘却したとしても、会則制定作業において、税理士の権利に一定の制限を加えるためには、憲法および税理士法に照らして検討するとともに、個々の税理士の意見を聴取するなり、公聴会を開いて進めるべきであって、これを実施せずに個々の税理士に義務を課す自治規定を策定したことは、日税連の機構及び運営に重大な欠陥があり、日税連執行部は、その責任を問われなければならない。

3. 会則の内容にみられる違憲・不当性について

(1) 「税理士事務所の名称」問題についての内閣法制局の見解は次のように理解することができる。即ち

(i) 税理士法による名称制限について

内閣法制局の見解は「税理士法第40条第2項は、法律上定義規定である。従って、一定の名称の使用を義務づけるものではない」という極めて当然のものを確認したものであり、この点これ以上言及すべきものはないといえる。

(ii) 会則による名称制限について

税理士法は、名称につき弁護士法と同じく「称する」とだけ規定し、統一した名称を用いなければならないことには解釈されない。仮に日税連の会則（自治規定）で、一定の制限を加えるとすれば（もちろん日本弁護士連合会会則では名称について制限規定を定めてはいない）、憲法上許容される範囲内であれば一定の制限は私的自治の面でも許容範囲であると解されるといっているのであって、日税連の一部執行部がいう「日税連の会則は改正税理士法の範囲を明らかに逸脱しているものであるが、しかし同法の許容範囲でもある」（税と経営第770号参照）などという論理矛盾もはなはだしい見解では決してないのである。

私的自治規定の人権制限問題は、憲法上、私人間における人権侵害の問題として論じられるものであり、税理士事務所名称制限

の自治規定に対する法制局見解も、憲法の見地から合理的制約であるか否かを論じ、「氏名を冠するものとしてその他の文言を用いてはならない」とすることは憲法上、合理的制約とは言えず不当であると指摘しているのである。

このような内閣法制局の見解を国税庁を通じて口頭で日税連にもたらされたものを、日税連が文書化(要旨)する過程でその趣旨が曲解されていないことを祈るものである。

- (2) 「税理士事務所の名称」問題をとりあげても、明らかに日税連会則第34条第2項は違憲・無効の規定であり、会則改正を待つまでもなく、すみやかに会員がなす事務所名称の變

更登録申請通りに登録事務を完了し、併せて申請者に深く陳謝すべきである。そして、本意見書が指摘した問題点を早急に検討し、税理士として世に恥じない内容のものに改正しなければならない。

そのためには、日税連執行部は現会則の違憲・不当性に対して責任をとるべきであって、その責任を明確にした上で改正作業に入るべきである。

最後に、一部日税連幹部は「税理士事務所の名称」問題について、税理士会の名誉・品位を著しく傷つけているものであり、その責任は特に重大であることを申し入れるものである。

以上

全 青 税 報 告

総務部長 西 川 進

11月の秋季シンポジウム以後の全青税活動報告をいたします。

12月2日、在京部長会を開き、東京青税との財政面での問題、未収・未払状況等経理問題だけの協議をした。

12月下旬、第31回税理士試験合格者名発表、私たちの仲間が増え、1月中旬に各単位青税で合格祝賀会を開催した。

57年に入って、1月21日に、神戸、国際会議場で理事会を開催し、

- ①神戸大会の件
 - ②会長等推せん審議委員会設置の件
 - ③増税路線対応に関する件
 - ④その他
- について協議した。

①は、7月25日に、シンポジウム総会を国際会議場で行い、チャーター船「あかつき丸」で懇親会を行うことに決定、会費等の承認を受け、各単位青税から動員予定数が発表された。

②は、設置を決定、第1回委員会を4月中旬に開く。

③は、申告納税制度の見直し、記帳義務法制化、法人税の延納制度の手直し等、一連の増税路線に

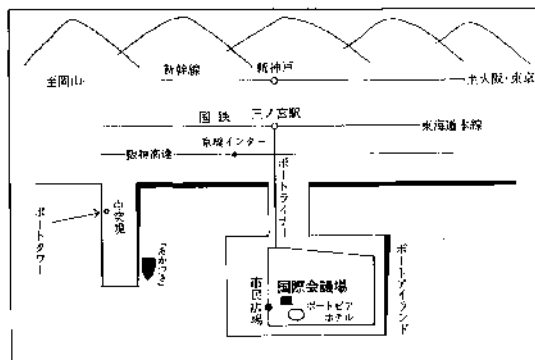
対し税制当局の動向を見守り、適宜、意見書等を提出することにした。

④その他として、事務局費用負担の縮減を図る意味から移転を検討していくことと、次回全国大会は名古屋青税を中心に名古屋周辺地区で行うことにした。

10月に発足した日税連機構改革委員会は、おむね月1回の割合で会合を重ね、5月末までに中間答申が発表できる運びとなった。

法対部が中心となって作成した、「税理士事務所の名称問題に関する中入書」、「改正税理士法による税理士審査会が指定する税務職員に対する指定研修に関する要望」、「建設業経理士等問題に関する要望」は、3月31日に、日税連会長宛に提出した。

全青税神戸大会会場案内図



和歌山青色取消訴訟

「適法な帳簿の備付け等があるが、法人税の調査にあたり、それらの帳簿の提示がなかったとして青色申告承認を取消された事件について」
和歌山地裁（行ウ）第2号 昭和57年4月5日 第9回公判の報告

北野証言の内容

和歌山 岡 八重子

全国青税のみなさま

暖かいご支援をいただき有難うございます。

55年5月提訴から2年間、証人も5人目、第9回公判は、北野弘久日大教授を鑑定証人にむかえ理論面の証言をしていただきました。

北野教授も「ほう、大きい法廷ですね」と云われた和歌山地裁、傍聴席を満員にして、被告側席もいつもより人が多くて、三人の裁判官も身をのり出すようにして、誰もが北野証言を一言も聞きのがすまいと耳を傾けた2時間でした。

証言を終えた北野教授は力強く「どうです、完璧でしょう。これでこの裁判の風向きも変わりますよ」と支援にかけつけて下さった人々を笑わせ、希望を与え、支援の輪を一層固く大きくしてくれました。



法廷はまず、北野教授の学歴、経歴、大学職歴、学会、主要著作、主な裁判等での証言、鑑定、意見陳述など、ぎっしりつまった5ページにわたる経歴書を提出、現在日本大学法学部税法学担当、（かつては憲法、行政法講座を担当）法学博士と紹介のあと、早速鑑定証言にはいった。（法人税法126条、127条、153条、162条、お目通し下さい）

青色取消処分は適法か

1. 法127条1項1号の帳簿の備付け等の義務には提示義務が含まれるか。

本件は法127条1項1号に該当するとのことですが同号は文理解釈上も帳簿の備付け等の義務違反の問題で、帳簿の備付け等の問題と提示義務の問題とは別個の問題です。提示義務を含めるには、独立した明文規定が必要です。

一部の下級審から、しいて云えば、提示義務違反が法127条1項1号に該当するというのは、税務官吏から適法な手続きの提出依頼があった場合

において提示しないなど、提示がないことが、備付け等の義務違反に値するような特別な事実関係にかぎる。厳格に解釈すべきです。

2. 青色申告制度の趣旨について

昭和50年度の国税庁の税務運営方針は、「納税者が自ら、課税標準について、くわしい計算を行い、又、その経営を合理化してゆくためには、日々の取引を正確に記録する慣習がその前提となる。その記帳慣習を育成してゆくため青色申告制度は、その中核をなすものであるから、今後も引き続き青色申告者の増加に積極的に努力するとともに、その記帳指導を行ってゆく」とあり、昭和22年申告納税制度が採用され、それを担保するため、昭和25年導入された制度で、国税庁は青色申告者をふやし、記帳を一般化し、善良な納税者を育成してゆく方針です。本件の場合も、そういう考慮が必要です。

3. 本件の場合、帳簿の備付け等の調査ではなくて所得調査であると言明しているのに、青色を取消したという問題はどうか。

質問検査権の行使と127条の青色取消処分の問題とは別個に切りはなして考えるべき問題です。

4. 岡税理士が、青色取消のための調査ならみせましようと帳簿を机の上に並べかけたという証言があるんですが。

重大な問題です。そういう事実があるとするなら、納税者の記帳の事実とはっきり結びつけて、確認しなくてははいけません。

個人の青色申告者の中には、帳簿の不備な納税者もいると聞いているが、法人であり、会社の代表者がロータリークラブの会員であり、かなり古い家柄の人であり、税務行政に協力的な方で、設立以来の青色申告者であると聞いています。

そういう人であれば経理もきっちりやっている備付け義務もはたしていると考えべきで、それ

をあえて無視してやるということは、税務行政が法127条1項1号にいう事実の確認を意図的に誤ったということで、重大な事実誤認であり、青色取消問題以前の問題です。

所得調査であっても、納税者に不利益処分をする以上、法127条1項1号に該当する事実の確認が必要で、憲法31条適正手続きの履行から云っても取消処分をするための調査を行って処分をすべきです。

日本の税務行政は、普通の常識が通用しない面があり、ちょっと法律を勉強した人には考えられない常識はずれのところがある。

所得調査で代表者と税理士二人、税法学、税務行政にくわしい人の立合いがあり、質問検査権は法律行為であるから、本来税務官吏は、調査理由を云うべきです。又適法な質問検査は納税者の義務であるから、調査理由をきくのは当然、それに適切な答をしないうで、納税者が記帳義務を履行していると申し出ているのに、それをあえてみなかったというのですから、そんな意図的な青色取消処分は批判されるべきです。

質問検査権の行使は適正か

1. 調査理由の開示は法の規定がないといわれているが。

税法に明文規定がなく不備であれば、憲法に適合する税法の解釈が必要であろう。しかし次の4点から理由開示は法の要請であります。

①法153条の文理解釈上も理由開示は当然。法153条は、法人税に関する調査について必要あるときは…となっており、必要あるときとわざわざ明記しているのは、当該職員が内心で思っているだけではだめで、外部に表示しなければ、法が規定した意味がない。また法153条が163条の罰則規定によって担保されていることから、この必要性の要件を厳格に理解されるべきです。反則法では裁判所の令状によって理由を示すのですが、いわんや日常的な任意調査においては、相手が納得する様な理由を示すのは当然のことです。

②人の家を訪問するのに、相手の都合を聞き、相手の納得する訪問理由を云うのは当然です。質問検査権の行使は単なる訪問ではなく、職員はまねかれざる客だから一層訪問の必要性の開示が求められます。

③憲法31条適正手続の保障の規定があり、当然に理由開示が質問検査権行使の前提となります。

④質問検査権の行使は、反則調査や滞納処分のための調査ではなく、「悪いことをしているという疑いのない場合の調査」でして、申告納税制度では納税者の申告により税額は確定、質問検査権は第二次的補完的な処置をする前提としてあるので、憲法35条（住居不可侵）38条（不利益な供述の不強要）違反の疑いを避ける為にも調査理由の開示は質問検査権行使の適法要件となります。

2. その理由の中味はどの程度必要か。

所得確認だけでは、なぜ調査するのかわからない。税務署も科学的な調査をした上で、特に青色申告者に対しては、記帳にもとづいて申告しているのだから、それにふさわしい理由を云うべきです。

3. 昭和48年7月10日の最高裁決定（広田事件）

が、質問検査権の一般的見解をのべ、被告側はこれを土俵にしているが。

問題の多い最高裁決定であるが、それすら「所法234条1項1号の規定は、国税庁、国税局、又は税務署の調査権限を有する職員において、当該調査の目的、調査すべき事項、申請・申告の体裁内容、帳簿等の記入保存状況、相手方の事業の形態等諸般の具体的事情にかんがみ、客観的な必要性があると判断される場合には」としぼって無条件に調査する一般的な無条件的な無限的な調査方法を云っているのではない。

「この場合の質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上、特段の定めのない実施の細目については右に云う質問検査の必要があり、かつこれと相手方の私的利益との衡量において、社会通念上相当な限度にとどまるかぎり」と云っている。

これを受けて国税庁は50年税務調査の方針をかえたのです。

（納税者の権利P207）「調査はその調査によってその後は調査をしないで自主的に適正な申告と納税が期待できるような指導的效果を持つものでなければならぬ。このためには事実関係を正しく把握し、申告のあやまりを是正することに努めるのはもちろんであるが、それにとどまることなく調査内容を納税者が納得するように説明し、これを契機に納税者が税務知識を深め、更に進んで将来にわたり、適正な申告と納税を続けるように

指導してゆくことに努めなければならない。調査が非違事項の摘出に終始し、このような指導の理念を欠く場合には、納税者の税務に対する姿勢を正すことも、また将来にわたって適正な自主申告を期待することも困難となり、納税者の不適正な申告、税務調査の必要という悪循環に陥る結果となるであろう」といっている。又、「税務調査は、その公益的必要性と納税者の私的利益の保護との衡量において、社会通念上相当と認められる範囲内で納税者の理解と協力を得て行うものであることに照らし…、事前通知に努め、現況調査は必要最少限度に止め、反面調査は客観的にみて、やむをえない時に行う…」という方針からみても、本件の場合、税務官吏の態度がきわめて民主的でないことから起きた問題で、それをいきなり青色申告承認を取消してしまうというのは、本末転倒です。

4. 最高裁決定以後の先生の学説を支持する下級審の紹介を。

最高裁の決定自身が、税法学上問題が多いということは、ほとんどすべての税法学者が知っていることで、日本では判例拘束力は弱い、下級審の判決は影響される。私も過去に二桁におよぶ事案に関係していますが、各裁判所は最高裁の決定があるとしながら、我々の主張に理解を示す判例が非常に多い。その内より（S49. 3. 22大阪地裁）（S49. 8. 21盛岡地裁）（S48. 10. 1松山地裁）（S57. 1東京地裁）より本件に関連あるところの文章をよみあげる。紙面の都合で省略。

5. 質問検査権の規定で、理由開示せよ、事前通知せよ、という規定がないから、それは行政側の裁量にゆだねられていると云っているが。

課税権つまり立法権は議会だけが持つもので、税務行政は定められた法律通りに行政を行うのであって自由裁量権はありません。

法に規定のないものは憲法に従うべきです。

6. 本件では大がかりな反面調査が行われたが。

反面調査は自分とは関係のない他人の税金の問題で調査をうけ、協力しなかった場合、罰則があるという類をみない恐ろしい規定です。よって、被調査者の人権の擁護と、あくまで本人をよく調べた上で、どうしてもわからない点にかぎって確認する。反面先の都合をきき、理由を云うのは当然です。

任意調査では、まず納税者の都合を聞いて、協力してもらって調査させてもらうものです。そうすれば反面調査の必要はほとんどありません。

あくまで憲法に従った税務行政であってほしい。

異議の段階での帳簿の提示で治癒されないか

1. 異議申立の段階で帳簿の備付け等が確認されたんですが。

異議の段階でそう云う事実があつて、義務履行を確認しているとすれば、原処分がやむをえないものであつても、後日取消事由に該当しないことが確認出来た時点で、なぜ、その時、取消処分を取消しなかったのか。違法性の治癒すべきであつた。更正処分には、記帳の不備を理由とした更正処分はないのだから。

2. 形式的には原処分庁と異議審理庁は別であるが相手は同じ税務署長であるという点はいかがですか。

国税不服審判所からはじまって同じ国税行政の管内ですから、裁判所は別ですけれど、異議審理庁も不服審判所もあやまりを訂正しないのは信義に反する。

帳簿の備付け等に不備はあったか

青色取消処分と同時に行われた所得更正処分は貸倒引当金の繰入率が製造業か卸売業かの相違と減価償却の耐用年数の問題だけであり、他はすべて青色特典の否認となっているが、このことは？ そうであれば、法127条1項1号に該当しないことを証明している。貸倒引当金や減価償却については判断の相違であつて、記帳備付けの不備の問題ではない。この更正処分は記帳備付けについて不備がなかったことが明らかにされたものです。

さいごに

個人の零細業者と違って法人で代表者個人の間人性、税理士の関与状況など勘案して、すじの通らないことには協力しない、すじの通ることには大いに協力するという人たちで、税務官吏としてすじを通しておつたら、こんなことにはならなかった。

大蔵省だけがなかなか民主化されない。日本の税法は運用面で明治と少しも変らない。

明治憲法下でも、こんなことはしなかったので

はないか。拷問の上、自白させたというのと同じ発想なんですね。何も云えず帳簿をみせよといっても誰もみせません。徴税確保は大切です。しかし、いかなる方法によって税金をとるかは別個の問題です。

相手の立場を考えて、尊重して適正な手続きによって、徴税を確保する研究が必要です。

その点、相手の人格を大切にアメリカに学ぶべきです。

被告側より鑑定人へ質問

1. 「帳簿を提示した」ということで話されましたが。

私は、原告の主張が本当ならば、帳簿の確認を

すべきであるといったのです。

2. 原処分の時ではなく、その後いつの段階で帳簿の提示があったら治癒されるのか。

異議申立、審査請求において、確認の事実があった時点で。裁判所は取消せよとは云えません。

— ◇ —

裁判のあと、北野教授を囲んで大青税のみなさん30余名で懇談会がもたれました。まるで自分のことのように、それ以上に強い支援をして下さる教授はじめみなさんにおあいして、何とすばらしい人たちであり、すばらしい環境であることかと思う。裁判はみなさんのご支援で、きっと勝つことが出来るという気がしております。



裁判終了後北野教授を囲んで大青税の会員との懇談会



「税務援助」と 税理士法上の問題点

東京 小澤岳彦

1. はじめに

昭和55年4月に一部「改正」された税理士法のなかに、税理士会の会則に記載しなければならない事項として「委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規定」(法第49条の2第2項第8号)が追加され、さらに日税連の会則に記載しなければならない事項として「第49条の2第2項第8号に規定する税理士業務の実施に関する規定」(法第49条の13第1項第6号)も追加された。

これを受けて、日税連及び税理士会は会則を変更した。たとえば東京税理士会の会則では次のような規定を新設している。

会則第63条「本会は、連合会の定めるところに従い、経済的理由により税理士に委嘱することが困

難な者に対する税理士業務に関する諸施策(以下「税務援助」という。)を実施する。」

会則第64条『前条の規定により税務援助として実施する業務は、次の事務とする。

1. 税務に関する相談
2. 記帳に関する指導
3. 税務書類作成に関する指導
4. 前各号に掲げるもののほか、本会が必要と認める事務』

2. 税理士会は税理士業務を行えるのか

上記に掲げた会則を読んでも、実際に行われている「税務援助」の内容から判断しても、個々の税理士の責任で行われている税理士業務でなく、税理士会が所属会員を動員して税理士業務を行っているといわざるをえないだろう。

さて、先に掲げた新法の規定は、はたして税理士会に税理士業務ができるようになったものと解釈できるのだろうか。新法第52条では「税理士でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。」とされており、ここでいう別段の定めとは、法第50条(臨時の税務書類の作成等)、法第51条(税理士業務を行う介護上)、法第51条の2(行政書士が行う税務書類の作成)と昭和55年一部改正法附則第23項及び附則第37項における公認会計士の特例であり、税理士とここにあげた以外の者が税理士業務を行うことは許されず、ましてや法人又は団体に税理士業務が行えないことは、現在の税理士法上明確ではないだろう。

東京税理士会の会則は明文をもって、「税務援助として実施する業務は……1. 税務に関する相談」としており、法第2条(税理士の業務)第1項第3号(税務相談)と同一か、もしくは類似業務をするとしか考えられず、この会則で税理士法に抵触しないとすれば、ある同業者団体が会則に同じ規定を設け、税理士に実際の事務をさせれば税理士法違反でないことになってしまう。

3. 小企業対策の出発点「臨税」と「三者協定」

さて、税務援助に関する規定の批判を述べたが、これが本論の目的ではない。日税連が今までに行ってきたいわゆる小規模納税者対策の解決策は、すべてとっていいほど税理士法上の矛盾点を解決しないままにしたうえ、小規模納税者問題の本質を解明しないである。これは、納税者の代理人たる税理士制度をめざす立場から当然批判されるべきであり、このままでは、税理士会が行う税務援助が限りなく拡大されるおそれさえある。そこでなぜこのような問題が派生したか、その経過と背景を考えてみたい。

いわゆる小規模納税者問題が、税理士制度上はじめてあらわれたのは、昭和26年の税理士法第50条(臨時の税務書類の作成)だろう。この時代は終戦直後の税制の影響を受けており、その税制とは『増加所得税は戦時補償特別税や財産税と並び、21年代の三大新税で同年12月に施行され、前年より増加した場合、その増差に最高90%の税率で課税した。(近代税制史＝井手文雄)。この徴収には「戦車がないだけで、ジープにGHQの憲兵が乗り、拳銃はもちろん機関銃まで持って一ヘリコプ

ターも飛んだ一」(前出、税界の証言＝品川一登会員)という凄まじい限りであった。

戦時、増税は税率のアップと課税限度の引下げで納税人口を増加させた。戦後もさらに底辺へと拡大され、「日雇労働者でも正確に計算すれば所得がかかった」(昭和52年11月、東京税理士会広報部「雨だれ石を穿つがごとく」27頁)のであって、そういった社会的背景のもとに、「臨税」の規定が創設されており、課税最低限の低さによって、納税者が増加し、それらの人々に「申告納税方式」を進めていくための措置だったのだろう。しかし一方では納税者が互いに腕を組み、各地で重税反対市民大会等が開催され、それらが民主商工会という団体に再編され、昭和26年8月には、全国的組織として全国商工団体連合会が結成されている。

この民主商工会の運動が発展していくと、税務当局にとって、大きな障害となった。昭和38年当時の国税庁長官が民主商工会弾圧を強行し、またこの時税理士法第50条(臨税)を「改正」し、青色申告会等の団体に税理士業務を行わせようとする動きがあり、当然のごとく税理士界は反対を唱えており、日税連をはじめとして、各単位税理士会も反対の決議をしている。

その一つとして東京地方税理士会が決議した理由の中に当時の状況を伝えているものがあるので抜粋する。

「三、伝えられるが如く、臨時税理士制度化の着想が、当局の民主商工会の反税団体対策であるとするならば、それは余りにも近視眼的であるばかりでなく、責任を税理士制度に転嫁せんとする愚策である。……」(日税連、「税理士制度沿革史」853頁)と指摘している。結局は昭和38年10月、全国青色申告会総連合と日税連・国税庁は「全国青色申告会総連合および日本税理士会連合会は、その組織を通じ青色申告会の機能および税理士の職能に応じて相協力し、……小企業納税者に対する記帳・決算から申告に至るまで一貫した指導を可及的速かに実施する」という「三者協定」に調印し、「臨税」の拡大は阻止しえたものの、これで青色申告会等の税理士法抵触を黙認しなければならないこととなり、税理士会は自から小企業納税者対策という泥沼にのめりこんでいく出発点になってしまったといえる。

4 小規模納税者問題の解決のために

小企業納税者対策問題の前提として、税理士制度がいかにあるべきかという原点を確認する必要があるだろう。それは昭和47年6月、日税連が作成した「税理士法改正に関する基本要綱」に示されている「国民のための税理士制度」であり、より具体的には、納税者の代理人として納税者の権利を擁護するものである。

(1) 課税最低限の引き上げと簡易な申告方式

この立場を明確にし、小規模納税者問題をとらえればまず、課税最低限があまりにも低く、生活費に課税されるという状態で、それらの人々にも申告義務が課されている現行税法上の問題点を指摘しなければならない。この問題の解決には、大幅な課税最低限の引き上げと、これらの人々の現実的な環境を考えて、いわゆる標準率を公表し、一定の規模までは、売上等を基準とした標準率による簡易な申告方式を採用することによって、自主計算、自主申告の途を開く必要があるだろう。

(2) 真に納税者の立場に立った対策を

また現在行われている小企業対策事業は、税務当局の下請けとしか考えられないものばかりである。たとえば所得税の確定申告時期に行われている「無料相談」は、税務当局の「案内状」によって来所し、相談カードの一部は税務当局に提出されている。また「税務経営指導所」の対象者リストは税務当局より提出されているもので、その実務の運営は、税務署の青色申告担当者の指示に従っているといえる。このような方法による運営は、国民から税理士と税務署が「一体」となっていると思われるだろう。その証拠に、税理士会が小規模対策事業を初めてから20年近くたっているのに、この事業によって税理士の社会的評価が高まったという話しを聞いたことがない。すなわち税理士制度は、税務当局の思惑による小規模対策から脱却し、真に納税者の立場に立った小規模対策を、税理士界が自主的に考えたとき、さらに発展していくものであると確信している。



税理士業界をめぐる

最近の問題点

法対策部長 齊藤 克彦

I 徴税機構に組み込まれる税理士

——「納税義務の適正な実施を図るための国税庁及び税理士会との協力関係増進に関する具体的方策について」の動向——

昨年10月17日の国税庁・日本税理士会連合会懇談会において、国税庁より「納税者の納税義務の適正な実施を図る立場から、国税庁と日税連が相互に協力してやっていく必要があり、その具体策について今後日税連から提案を受け、検討をすすみたい。」旨（「税理士界」第811号）の説明があった。

日税連はこの国税庁の働きかけを受け、昨年末の16日付で上記具体策について、一部税理士会で試行されている申告内容確認書添付制度・法定添付書面制度の活用を含め各単位税理士会に諮問をした。

この諮問の内容は、税理士制度の根幹に係る問

題として看過できないものとなっている。

以下問題点を上げると。

1 協力に関する問題点

税理士の使命は、法第一条「……申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ……」に規定する通り、納税者の権益を擁護することであり、徴税機構の一部分ではないことを認識すれば、その協力増進には限界があることはあきらかである。この使命を自から放棄することは、民主的税制の根幹である申告納税制度の一翼をになっている税理士制度を根底から崩壊させることになる。

2 法定添付書面制度（法33条の2）・申告内容確認書添付制度（いわゆるチェックシート）の活用方提案の問題点

これらの活用は、税務監査の導入であり、納税者の代理人たる税理士の業務とはあい入れないものであると言わざるをえないし、また助言義務の創

設や一連の監督権強化の改正税理士法のもとでは、結果として税理士制度の崩壊につながる事が十分に考えられる。

3 会員の知らないところで作業は進む

納税者さらには税理士にとって重大な内容をもつ本諮問が、税理士会員の意見を十分に聞くことなく、一昨年の税理士法改正にもみられたような国税庁と日税連とが、こういった作業を先行させ既成事実として税理士会員にそれを押しつけようとしている、さらに本年2月に再度国税庁より当面、売上、仕入だけでも、との打診が日税連にあったようである。

看過できないこういった動向に全青税は重大な関心をもつものである。

II 日税連税審の憂慮すべき答申

本年1月25日口税連の諮問機関である税制審議会は日税連会長に「所得税、法人税における記帳に関する規定を設けることについて」の答申をした。

答申内容を検討すると、これが税理士会の税審答申であるかと疑いたくなる内容となっている。

答申によれば、記帳義務違反に対する新たな罰則を導入することは適当ではないとしながらも、記帳義務については賛成の内容となっている。

記帳義務違反者に対しては、更正・決定の理由付記を必要としないとしている。

記帳の慣行そのものは進めるべきではあるが、結果としてすべての自営業者への記帳義務を課し、実質的に罰則あるいはそれ以上の制裁の導入、さらには、記帳能力のないものを申告納税制度の枠外に追いやりかねない答申には賛成できない。

今回の答申は、もう一つの重大な意味を持っている、つまり税審答申がわれわれの職業基盤である中小企業の立場を無視していることであり、徴税当局と同じ考えの立場に立って、改悪の御先棒をかついでいることにある。

III 政府税制調査会の危険な動き

4月20日政府税調は、今年初の総会を開き、昭和58年度税制改正の今後の審議の進め方について話し合った。

その結果、所得税減税の財源確保と税収不足補てんを目的として直間比率見直しの形で大型間接

税導入まで検討することが必至となったほか、申告納税制度全体の見直しなど、税制全体を抜本的に点検していくことになった。

こういった政府税調の動きは、さきに導入を断念させられた一般消費税など大型間接税の導入構想を、所得税減税と取引きしようと再度もち出そうというもので、本来の税の公平負担とは相入れないものであるし、実質的に中小企業への負担増も必至である。

また申告納税制度全体の見直しは、「徴税の確保」を優先させるばかりに、民主的現税制度の基本理念を葬りさろうとする危険性が考えられる。

IV 第二臨調答申で税理士はどうなる

一部マスコミによると、第二次臨時行政調査会で許認可事務の整理合理化を検討している第三部会第一分科会は4月11日までに、資格審査制度の当面の検討対象として、美容師、理容師、栄養士、司法書士など23資格を選び、廃止または民間委託など具体的改革の方策を検討する方針を固めたとし、また大蔵省関係では税理士だけがとりあげられている。

第二臨調は資格制度について

- ①民間の自主的な規律にゆだねることが適当なもの。
- ②業務独占等の特権を付与する結果、既得権益の擁護に偏しているもの。
- ③民間技術の向上等で必要性の乏しくなったもの。

などを基準に、改善を要するものをあげ「廃止」や「民間団体への委任」などの改正案を示す方向で検討していると報じられている。

税理士の場合は、①と②との関連で検討されると思われるが、資格制度については案ができたものから順に随時答申される予定となっているようで、本年7月の基本答申には含まれない模様である。

税理士の資格が第二臨調で何故検討されなければならないのか、その背景、意図については不明である。



単 位 会 報 告

東京青税「合格者祝賀会」

東京青税組織部長 菅谷 繁

第31回税理士試験合格者祝賀会が、1月9日(土)午後3時より税理士会館において、東京青税連、千葉青税連、埼玉青税連との共催で盛大に開催された。

税理士試験合格の為に日夜勉強し、苦学して合格の栄冠を勝ち得た人達 151名と、それを迎える会員42名の計 193名が参加して、4階の大ホール全部を使つての祝賀会となった。

今回の祝賀会は従来の合格者祝賀会とは開催の目的を異にした祝賀会である為、出席した青税会員全員張り切つての祝賀会となった。

それは本年度の坂田会長の基本方針である組織の拡充を図る基本政策の一つとして、準会員制度の導入を昨年11月17日開催の臨時総会において規約改正を図り、今回は規約改正後初の合格者祝賀会となったからである。

最近の税理士業界は厳しい環境である為、合格して直ちに登録、入会する者の数が少なく、登録、入会を手控えている為、ここ数年合格者祝賀会での会員獲得が極端に少なく、又祝賀会へ出席した合格者全員へ、その後の対策として月例研究会への案内状の送付等はしても、合格者がいつ登録、入会したかを知ることが難しく、後の管理と郵送料等の財政的な問題から、祝賀会が単なるセレモニーとなってしまったからです。

そこで、東京青税は先に述べた通り、次の規約を新設し、又会費の規定を次の通り変更したのである。

第4条2項追加

税理士となる資格を有し、本会の趣旨に賛同する者は、準会員として入会することができる。

但し、準会員は、選挙権・被選挙権・議決権を有しない。

第13条改正

本会の費用は、次の一般会費及び賛助会費収

入によって賄う。

(1)一般会員は、月額1500円(準会員 500円)とし、原則として年2回払いとする。

(2)賛助会費は、一口2000円とする。

これにより試験合格者は青税の準会員となることができ、又準会員入会申込書に「税理士会へ登録入会した時は、準会員の資格はなくなりますが、特に退会の中し出がなかった時は、自動的に会員となったものとして処理させていただきます。」と記入して、登録・入会した時は、自動的に正会員となる仕組みとし、青税会員の拡大の方策としたからである。

当日は第I部を菅谷組織部長の司会で、例年のとおり日本大学教授北野弘久先生の「これからの税理士の使命」——納税者の権利擁護の新たな課題にこたえるために——というテーマで、熱のはいった先生の記念講演、そして登録手続の説明を服部東京会副会長、青税のPRは岡本副会長、続いて開業体験談が板橋部会内野会員よりあり、その間、合格者の人達はメモをとるなど非常に真剣に聞き入っておりました。

最後に、波多野東京税理士会会長より合格者達へ力強い激励とお祝いの挨拶がなされた。

第II部の懇親会は、内山厚生部長の司会のもとに、お酒を飲み、食事をしながらの楽しいパーティとなり、会員の皆様の努力により、準会員42名の入会申込があり実に成果の大きい祝賀会となりました。



〈東京青税合格者祝賀会〉

神奈川青税

合格者祝賀会レポート

神奈川青税厚生部長 辻村 祥造

※未来の青税会員と

1月23日(土)。神奈川青税の合格者祝賀会が、東京地方税理士会会館にて合格者11名、会員21名、来賓2名の参加をえて開催された。

午後2時、司会者の指名により稲葉神奈川青税代表幹事が、神奈川青税の生い立ち、その目的、そして活動の状況を紹介する。

次に元全国婦税連会長の栗山はまの先生が、女性税理士としての立場から、婦税連組織当初の苦勞、またいち早く結成された女性組織として各界の注目を浴びていた事実、そして今後の女性税理士の立場などについて話された。

そして最後に挨拶に立った、渡辺全青税会長は新税理士法のもとにおける諸問題を取上げ、又税理士を取り巻く厳しい環境を説明し、そして青年税理士の連帯を強く呼びかけた。

出席された女性3名を含む合格者は、その職業も会計事務所勤務から、会社員、公務員、主婦と広範囲にわたるため、これらの挨拶の中の税理士という職業の実像を、各人各様の気持で受け取られ、そして理解されているようであった。

※講演・新税理士法について

次に前東京地方会・税理士制度部長の金子会員が「新税理士法について」と題し、講演した。

まず新税理士法を前進的に解釈しえる面として、1条の「税理士の職責」が「税理士の使命」と改正された部分、「申告納税制度の理念」という字

句が条項改正により加えられた部分を掲げ、「税理士の使命」とは、申告納税制度の理念に添って、憲法に適合した納税義務の適正な実現を図る一方、課税権の限界を追求し、もって国民の権利を確保することにある。また2条の「税務代理」を民法における代理、代りに準ずるものと解し、税理士は租税法主義に基づく租税弁護人であるべしとの主張を行なった。

一方税理士制度の歴史的沿革については、「シャープ勧告後、税理士法は常に改正より改悪の部分が多いという苦難の道を歩む」との指摘がなされたが、これからの税理士制度としてヨーロッパ等の税理士制度の例をとり、今後我々の進むべき道を述べ、約1時間半の講演を終えた。

※懇親会(恒例の開業体験記)

会員の協力で席が組み直され、料理、ビールなどが運びこまれて、後半の懇親会が始まる。

神奈川青税の懇親会は恒例の開業体験記に尽きる。例年、仕事がなく毎朝カバンをもって図書館へ出かけた会員、自分の収入の推移を黒板で刻明に解説する会員など、そのユニークな体験には事欠ないのである。

今年は開業型態のパターン別に①一人で独立開業した例、②共同事務所を開設した例、③副所長(所長とのパートナーシップの関係)として勤務した例、の3つを集めて体験報告を行なった。

内容は喜怒哀楽そのもの。合格者達は、青年税理士の生身の体験に興味深く聞き入る一方会員は自分の開業当初に思いをはせつつヤジを入れる。笑いが起り、酒が注がれ、そして話しがはずむ。

この時、参加者全員が青年税理士としての喜びと、親しさを分かち合うのである。

そして、今年の合格祝賀会も、盛会のうちに終わった。

〈編集後記〉

◎本事業年度最後の広報となりました。一年間協力ありがとうございました。

◎57号は、制度問題を中心に特集を組んでおります。各地で合格祝賀会が開催されていますが、新しく税理士となった人達に夢と希望をあたえる税理士会にしたいと思います。そのためにも、私達青年税理士は、がんばっていく必要があると考えます。



〈神奈川青税合格者祝賀会〉

Tシャツでの語らいの場 神戸からのさそい

全青税神戸大会

第15回全青税全国大会を海の町「神戸」で7月25日(日)～26日(月)開催します。

定期代議員総会——これは全国の我ら青税の代議員が年に一度集まり、この一年間の事業報告を受け承認し、次年度の事業計画を協議決定するものです。

シンポジウム——後記の3テーマを研究発表し、全員参加で討論しあう場です。日頃の興味深いテーマとします。大いに勉強しましょう。

なお、上記の二つの会場は昨年神戸ポートピア会場となっていた場所でその記念建物としての国際交流会館の国際会議場で開催します。

この場所は同時通訳等の国際会議も開きうる設備を装えている立派な会場です。

青税が来年度更に発展するよう大いに活発な、建設的な議論を聞かせよう。

この間、ご家族は二階建のバスに乗って灘五郷の酒造りや異人館等の市内観光をしてもらいます。

神戸大会要領

日時 1982. 7. 25(日)～26(月)
会場 大会会場—国際会議場(神戸ポートアイランド) TEL 078 (302) 5200
 懇親会場—チャーター新造豪華船「あかつき」(宿泊を含む)(船の定員は1032名)
 大会参加 500人程度

日程

7月25日(日)

理事会 AM10:30～13:00
受付 12:00～
分科会 13:00～15:00
総会 15:15～17:30

国際会議場で開催、この間、家族の皆様は2階建バスで市内観光を行ないます。
 分科会によるシンポジウム

テーマ ①我国の租税制度
 ②税法をめぐる実務問題
 ③税務調査の適正手続

懇親会 18:30 出航「あかつき」において ナイト イン コウベ!

夕方、チャーター船「あかつき」に乗り込みます。船上では、パーティ、各種サロン、洋上セミナー、子供達のためのゲーム等、楽しいプログラムを盛り沢山用意いたしております。

Tシャツの気楽な雰囲気、全国の友と情報交換等若さの語り合い……神戸の美しい夜景にうっとり……海の潮風を胸いっぱいすい込んで……太陽ギラギラ——夢とロマンと健康——明日の青年税理士の活力がそこから出て来ます。奥様や子供達も本当に喜んでもらえるでしょう。潮風やオゾンいっぱいの中での飲み食いは本当にいいものです。飲物も食物も国際都市「神戸」の特色を出したいと計画いたしております。おたのしみの程!!

なお参加費は会員28,000円 家族：中学生以上20,000円 小学生10,000円です。船上ですごしますので二次会、三次会等の余分な遊興費も不要です。実質的には安いですよ!

ビバ 神戸!! ビバ「あかつき」!!

100万ドルの神戸夜景を見ながら船上パーティー(国際都市神戸でしか味わえない各国料理、飲物を!!) 勧談サロン、ワインサロン、ダンスサロン等々船内スペースで楽しい催しが持たれます。

7月26日(月)

洋上セミナー 「瀬戸内と神戸」
 作家杜山 悠氏の楽しい郷土のお話。
 ゲーム 全員で楽しい一時を!
 正午頃下船 散会

オプション

- ① 7月24日(土)正午からゴルフコンペ(市内のゴルフ場) 参加費5000円(グリーンフィは各自)
- ② 7月24日の宿泊 六甲オリエンタルホテル 宿泊代(税・サ・朝食を含む)
 大人 約10,000円・子供 約5,000円
- ③ 7月24日 夕食 100万ドルの夜景をみながらパーベキュー(税・サ含)約6000円

お早めにお申込み下さい